

学校法人福岡学園役職の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 学校法人福岡学園の役職の報酬及び費用弁償等については、この規程の定めるところによる。

(役職)

第2条 この規程において「役職」とは次に掲げる者をいう。

(1) 理事長

(2) 専務理事及び常務理事

(3) 理事

(4) 監事

(5) 評議員

(6) 顧問

2 前項第1号及び第2号に掲げる役職並びに第4号に掲げる役職のうち週3日以上勤務する者（以下「常勤監事」という。）及び第6号に掲げる役職のうち週3日以上勤務する者（以下「常勤顧問」という。）は「常勤」とする。

3 第1項第3号、第4号（常勤監事を除く）、第5号及び第6号（常勤顧問を除く）の役職は「非常勤」とする。

(常勤役職の報酬等)

第3条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる役職には報酬、調整手当、職務手当、期末手当、業績手当、年度末手当、旅費及び退職慰労金等を支給する。

(1) 報酬は、別表第1のとおりとする。

(2) 調整手当の額は、一般職の職員の例により支給する。

(3) 職務手当の額は、報酬月額に100分の15を乗じて得た額とする。

(4) 期末手当及び業績手当の額は、報酬月額に100分の120を乗じた額に一般職の職員の例による支給率及び勤務期間の割合を乗じて得た額とする。

(5) 年度末手当は、法人の財政事情等を勘案のうえ、一般職の職員の例により支給する。

(6) 旅費は、別表第2のとおりとする。

(7) 退職慰労金等の額は、その都度理事会の議決を経て定める。

2 常勤監事には報酬、旅費及び退職慰労金を支給する。

(1) 報酬は、別表第3のとおりとする。

(2) 旅費は、別表第2のとおりとする。

(3) 退職慰労金の額は、その都度理事会の議決を経て定める。

3 常勤顧問には報酬及び旅費を支給する。

(1) 報酬は、別表第3のとおりとする。

(2) 旅費は、別表第2のとおりとする。

(非常勤役職の報酬等)

第4条 第2条第1項第3号、第4号（常勤監事を除く）及び第6号（常勤顧問を除く）に掲げる役職には、別表第3により報酬を支給する。

2 非常勤の役職には別表第2により費用弁償を行う。ただし、教職員が非常勤の役職を兼ねる場合の費用弁償は、当該教職員が教職員として受けるべき旅費相当額のほかは支給しない。

3 第2条第1項第3号及び第4号（常勤監事を除く）に掲げる役職には退職慰労金を支給し、支給額はその都度理事会の議決を経て定める。ただし、教職員で当該役職を兼ねる者には支給しない。

4 第2条第1項第5号に掲げる役職には報酬及び退職慰労金は支給しない。
（外国旅行の費用弁償等）

第5条 役職の外国旅行の費用弁償等の支給については、理事長が別に定める。
（報酬等の支給方法）

第6条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償等の支給方法については、一般職の職員の例による。
（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は昭和54年12月21日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。
- 2 学校法人福岡歯科学園役職の給与及び費用弁償に関する規則はこれを廃止する。

附 則

この改正規程は、昭和55年12月15日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和56年12月25日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和57年12月24日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和59年12月21日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和60年12月20日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和61年12月19日から施行し、施行の日に在任する役職に対しては、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和62年12月18日から施行し、施行の日に在任する役職に対しては、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和63年12月16日から施行し、施行の日に在任する役職に対しては、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成元年12月15日から施行し、施行の日に在任する役職に対しては、

平成元年 4 月 1 日から、第 4 条の改正規定は平成元年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 2 年 12 月 14 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和 5 年 3 月 20 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 5 年 3 月に支給する給与の際に、令和 4 年 6 月及び 12 月の業績手当の差額については、100 分の 20 から 0 の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は 100 分の 10）

で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、平成 3 年 1 月 18 日から施行し、平成 2 年 12 月 14 日に在任する常勤役職に対しては、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 3 年 12 月 13 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 4 年 12 月 11 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 5 年 11 月 16 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 6 年 11 月 15 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 7 年 1 月 17 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 7 年 11 月 21 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 8 年 11 月 19 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正規程は、平成 9 年 12 月 16 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 9 年 12 月に支給する期末手当の支給率については、第 3 条第 4 項の規定にかかわらず 100 分の 305 とする。

附 則

この改正規程は、平成 10 年 12 月 15 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対

しては、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 14 年 11 月 19 日から施行し、平成 14 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 14 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、一般職の職員の例により算定して得た額とする。

附 則

この改正規程は、平成 15 年 5 月 20 日から施行し、平成 15 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 15 年 11 月 20 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、一般職の職員の例により算定して得た額とする。

附 則

この改正規程は、平成 16 年 3 月 16 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 17 年 3 月 15 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 17 年 11 月 15 日から施行し、平成 17 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、一般職の職員の例により算定して得た額とする。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 18 年 11 月 14 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 報酬月額が改正の前日において受けていた報酬月額に達しない常勤役職に対しては、その者の受ける報酬月額が同日に受けていた報酬月額に達するまでの間、改正前報酬月額とその者の受ける報酬月額との差額に相当する額を支給する。この差額に相当する額は、報酬月額に含まれるものとする。
- 3 前記の差額を支給する者で、常勤役職の任期満了後に再任された場合については、引き続き差額を支給するものとする。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 21 年 11 月 17 日から施行し、平成 21 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日改正により、引き続き差額の支給を受ける者の報酬月額は、当該報酬月額に 100 分の 99.68 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。
- 3 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、当該規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額（同年 6 月 1 日において減額改定対象外の教職員であった者にあつては（１）に掲げる額）に相当する額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合にお

いて、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日（その日の翌日以後に採用された者は、採用された日）において受けるべき給与のうち報酬、職務手当及び調整手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同年 4 月から 11 月までの月数（同年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの期間において在職しなかった期間、報酬を支給されなかった期間、減額改定対象外であった期間がある者にあつては、当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成 21 年 6 月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附 則

- 1 この改正規程は、平成 22 年 11 月 19 日から施行し、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日改正により、引き続き差額の支給を受ける者の報酬月額は、当該報酬月額に 100 分の 99.44 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。
- 3 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、当該規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額（同年 6 月 1 日において減額改定対象外の教職員であった者にあつては（1）に掲げる額）に相当する額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日（その日の翌日以後に採用された者は、採用された日）において受けるべき給与のうち報酬、職務手当及び調整手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から 11 月までの月数（同年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの期間において在籍しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象外であった期間がある教職員にあつては、当該機関の月数を減じた月数）を乗じて得た額。

(2) 平成 22 年 6 月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額。

附 則

この改正規程は、平成 23 年 7 月 19 日から施行し、平成 23 年 6 月 7 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 26 年 12 月 16 日から施行し、平成 26 年 12 月 16 日から適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 27 年 3 月 17 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 差額の支給

改定後の常勤役職報酬表適用の日（以下「切替日」という。）により報酬月額が切替日の前日において受けていた報酬月額に達しない者に対しては、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間に限り、切替前報酬月額とその者の受ける報酬月額との差額に相当する額を支給する。

この差額に相当する額は、学校法人福岡学園役職の報酬及び費用弁償等関する規程に規定する報酬月額に加えるものとする。

附 則

この改正規程は、平成28年3月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成28年3月15日から施行し、平成28年3月15日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成28年3月15日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、平成27年4月1日から適用する。

なお、平成28年3月に支給する給与の際に、平成27年6月及び12月の業績手当の差額については、100分の20から0の範囲内で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、平成29年1月19日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、平成28年4月1日から適用する。

なお、平成29年1月に支給する給与の際に、平成28年6月及び12月の業績手当の差額については、100分の20から0の範囲内で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、平成29年2月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成29年3月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成30年1月22日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、平成29年4月1日から適用する。

なお、平成30年1月に支給する給与の際に、平成29年6月及び12月の業績手当の差額については、100分の20から0の範囲内で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、平成30年5月23日から施行し、平成30年5月23日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成31年2月1日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、平成30年4月1日から適用する。

なお、平成31年2月に支給する給与の際に、平成30年6月及び12月の業績手当の差額については、100分の10から0の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は100分の5）で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、令和2年1月21日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、平成31年4月1日から適用する。ただし、第3条第2号に定める職務手当の額については、令和2年4月1日から適用する。

なお、令和2年2月に支給する給与の際に、令和元年6月及び12月の業績手当の差額については、100分の10から0の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は100分の5）で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、令和2年3月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和 2 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和 5 年 3 月 20 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 5 年 3 月に支給する給与の際に、令和 4 年 6 月及び 12 月の業績手当の差額については、100 分の 20 から 0 の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は 100 分の 10）で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、令和 6 年 3 月 19 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 6 年 3 月に支給する給与の際に、令和 5 年 6 月及び 12 月の期末手当の差額については、100 分の 5、業績手当の差額については、100 分の 10 から 0 の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は 100 分の 5）で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、令和 6 年 12 月 17 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

なお、令和 6 年 12 月に支給する給与の際に、令和 6 年 6 月及び 12 月の期末手当の差額については、100 分の 5、業績手当の差額については、100 分の 10 から 0 の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は 100 分の 5）で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、令和 7 年 3 月 17 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

区 分	標 準 号 俸	報 酬 月 額
理 事 長 専 務 理 事 常 務 理 事	常 勤 役 職 報 酬 表 7 号 俸 常 勤 役 職 報 酬 表 5 号 俸 常 勤 役 職 報 酬 表 4 号 俸	付表のとおり

別表第 2

区 分	鉄 道 賃 船 賃 航 空 賃	車 賃	日 当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)
理 事 監 事 評 議 員 顧 問	教職員旅費規程の 特別職の職務にあ る者の額	実 費	10,000 円	15,000 円

備 考

1. 常勤の役職に対する日当は、出発地から用務地までの近距離移動に係る公共交通機関（鉄道及びバス）の交通費を含むものとし、当該交通費が日当を超える場合は、その額を支給する。
2. 常勤の役職に対する福岡県及び佐賀県内の出張に係る旅費は、出発地から用務地までの移動に係る公共交通機関（鉄道及びバス）の実費を支給し、日当は支給しない。ただし、業務の必要により宿泊した場合には、定額日当を支給する。

別表第 3

区 分	報 酬 額	支 給 方 法
理 事	学外 理事手当 年額 600,000 円	6 月 1 日及び 12 月 1 日在職者に対し、それぞれ 300,000 円を当該各月の理事会開催日に支給する。
	学内 理事手当 月額 50,000 円 （学校法人福岡学園 給与規程特別職俸給表 の適用を受ける教職員 には支給しない。）	学校法人福岡学園給与規程第 3 条本文を準用する。
監 事	常勤 監事手当 理事会の議決を経た報酬額	学校法人福岡学園給与規程第 3 条本文を準用する。
	非常勤 監事手当 (1) 年額 600,000 円 (2) 勤務形態が他の非常勤役職と異なる場合は、理事会の議決を経た報酬額	左記(1)の場合 6 月 1 日及び 12 月 1 日在職者に対し、それぞれ 300,000 円を当該各月の理事会開催日に支給する。 左記(2)の場合 理事長と監事で協議して定めた日に支給する。
顧 問	理事会の議決を経た報酬額	理事長と顧問で協議して定めた日に支給する。

付表 常勤役職報酬表

号 俸	報 酬 月 額
	円
1	716,000
2	744,000
3	772,000
4	829,000
5	908,000
6	979,000
7	1,049,000
8	1,122,000
9	1,191,000

学校法人福岡学園給与規程（抜粋）

第1条～第2条 省略

（給与の支払）

第3条 給与は、その全額を通貨で直接教職員に支払う。ただし、協定等に定めるものは、これを給与から控除して支払う。

2 前項の給与の支払いは、原則として、教職員の指定する教職員本人の預貯金口座への振込みによる。

（給与の支給方法）

第4条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 教職員が退職又は解雇された場合は、その日までの俸給を支給する。

3 教職員が死亡により退職した場合は、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は2項の規定により、俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額、その月の現日数から学校法人福岡学園教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務に関する規程」という。）第5条に規定する休日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

第5条～第11条 省略

（人事考課結果の反映）

第12条 教職員の昇給、降給、昇格、降格、業績手当及び年度末手当については、人事考課結果等に基づき行なう。

第13条～第37条 省略

附 則

この改正規程は、令和7年7月15日から施行し、令和7年8月1日から適用する。

別表第1～別表第16 省略

別表第17 期末手当及び業績手当

(1) 期末手当

基準日	支給率	対象者
6月1日	100分の230	教育職俸給表、 医療職俸給表（一）、医療職俸給表（二） 及び福祉職俸給表適用者
12月1日	100分の125	特別職俸給表、一般職俸給表（一）及び 一般職俸給表（二）適用者

(2) 業績手当

基準日	支給率	対象者
6月1日 12月1日	100分の210から0の範囲内（勤務成績が良好である教職員は100分の105）で決定した率	特別職俸給表、 一般職俸給表（一）及び 一般職俸給表（二）適用者

(3) 支給割合

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

(4) 加算率 省略

別表第18～別表第19 省略

学校法人福岡学園年度末手当規則（抜粋）

第1条～第3条 省略

第4条 年度末手当の支給率は、理事長が人事考課結果に基づき、100分の150から0の範囲内で教職員毎に決定した率とする。

第5条 年度末手当の額は、基準日現在において支給対象者が受けるべき俸給月額に前条に定める支給率及び別表第1に定める人事考課対象期間における勤務期間の割合を乗じて得た額とする。

第5条第2項～第6条 省略

別表第1 支給割合

勤 務 期 間	割 合
7 月 以 上	100 分 の 100
6 月 以 上 7 月 未 満	100 分 の 90
5 月 以 上 6 月 未 満	100 分 の 80
4 月 以 上 5 月 未 満	100 分 の 60
3 月 以 上 4 月 未 満	100 分 の 40
2 月 以 上 3 月 未 満	100 分 の 20
1 月 以 上 2 月 未 満	100 分 の 10
1 月 未 満	100 分 の 5